

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）（以下「共通公告」という。）による。

令和2年5月21日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1

工事名

令和2年度 施設更新耐震化事業 東広島市水道監視システム更新工事（旧市・河内町）
- 2

工事管理番号

9-102-0002
- 3

工事場所

東広島市西条町、八本松町、志和町、高屋町、河内町
- 4

工事概要

水道局舎の監視制御システム更新工事
旧市・河内町内各水道施設の監視制御設備更新工事(16箇所)
遠方監視装置盤等の設置
- 5

工期

契約日の翌日から令和3年3月31日まで
- 6

予定価格

100,101,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7

調査基準価格

有り
- 8

建設工事の種類

電気工事
- 9

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。
なお、建設業許可については、電気通信工事業の許可も有していること。

(1) 平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	電気工事			
(2) 東広島市水道局指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	要			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	広島県内に営業所を有する者			
(5) 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定するもので、平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A
			年平均完成工事高	問わないものとする
	イ	広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（アを除く）	総合数値	780点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	ウ	広島県内に主たる営業所を有する者（ア、イを除く）	総合数値	830点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	エ	東広島市内に営業所を有する者（ア、イ、ウを除く）	総合数値	880点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
オ	広島県内に営業所を有する者（ア、イ、ウ、エを除く）	総合数値	930点以上	
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上	
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。	次のア又はイのいずれかの元請施工実績を有する者 ア 上水道の水道施設に係る遠方監視システム工事 イ 上水道の水道施設に係る中央監視システム工事			
(7) 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 ア 施工現場に専任で配置できる者 イ 電気工事業に係る監理技術者の資格を有する者 ウ 電気工事の経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 エ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者			

- 1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）
- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
※「建設工事請負契約約款」については、令和2年4月1日改正後の約款を使用する。
 - (2) 落札者は、契約後、次のいずれにも該当する者を、担当技術者として配置するものとする。
 - ア 電気通信工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気通信工事の経験を有する者※担当技術者は、9(7)の技術者と兼ねることができる。
※担当技術者の配置については、建設業法第26条の2第2項の規定に準ずる。
 - (3) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(1)サ参照
 - (4) 完全電子案件：共通公告1(1)シ参照
 - (5) 電子くじ実施対象案件：共通公告5(3)参照
 - (6) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告17参照
 - (7) 受注制限対象案件：共通公告5(5)参照
(総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、5件を限度とする。)
 - (8) 契約後VE対象案件：共通公告12参照
 - (9) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件であるため、同要領第2条第2号に規定する低価格入札を行った者は次のとおり扱う。
 - ア 低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を技術資料等と合わせて提出できるものとする。入札時に低入札価格調査報告書等を提出していない者で開札の結果、低価格入札者となった者のうち市の請求を受けた者は、指定する期限までに低入札価格調査報告書等を提出しなければならない。
 - イ 低入札要領第8条の調査の結果、価格その他の条件が市にとって最も有利な者であっても落札者とならないことがある。
 - ウ 低価格入札者は市の調査に協力すること。
 - エ 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
 - オ 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条の2に規定する措置を講じる。

1 1 入札参加

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 総合評価に関する事項

- (1) 評価の基準
- 次のアからカに定める各評価項目についてそれぞれの評価基準に基づき評価し、加点する。
- ア 企業の施工能力について

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
平成17年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績（注）	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	／2.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	1.0	
	その他	0.0	

イ 配置予定技術者の能力について

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
主任（監理）技術者の保有する資格（注）	技術士又は一級技士（同等資格含む。）	1.0	／1.0
	二級技士（同等資格含む。）	0.5	
	その他	0.0	
平成17年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無（注）	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	／1.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	0.5	
	その他	0.0	
施工経験工事の従事形態（注）	監理技術者又は主任技術者	1.0	／1.0
	現場代理人	0.5	
	その他	0.0	
継続教育（CPD）の取組状況 建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度又は建築CPD運営会議が運営する制度における前年度1年間（4/1～3/31）の学習実績	20単位以上取得	1.0	／1.0
	10単位以上20単位未満取得	0.5	
	10単位未満取得又は取得なし	0.0	
若手技術者（39歳以下）又は女性技術者の活用（注）	若手技術者（39歳以下）又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置する	1.0	／1.0
	その他	0.0	

ウ 地域の精通性について

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
地域内における本店の有無（注）	東広島市内に本店を有している	1.0	／1.0
	東広島市内に本店を有していない	0.0	
平成17年4月1日以降の東広島市域内における同種工事の元請施工実績（注）	東広島市域内における公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	／1.0
	その他	0.0	

エ 地域貢献の実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
東広島市内業者の活用割合（注）	一次下請の市内活用率が50%以上	1.0	／1.0
	一次下請の市内活用率が25%以上	0.5	
	一次下請の市内活用率が25%未満	0.0	

オ 社会貢献度について

評価項目	評価基準	配点	得点
障害者雇用の状況（注）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）に基づく雇用義務がある者で、障害者を法定雇用率の2倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で、障害者を1人以上雇用している者	0.25	／0.25
	法定雇用率以上雇用している者	0.1	
	雇用していない者	0.0	

カ 施工体制について

評価項目	評価基準	配点	得点
調査基準価格に基づく施工体制の確保（注）	調査基準価格以上での入札	5.0	／5.0
	調査基準価格未満での入札	0.0	

（注）各評価項目に関する注意事項については共通公告7を参照のこと。

- (2) (1)に定める評価項目のうち、アの「平成17年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績」及びイの「平成17年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」並びにウの「平成17年4月1日以降の東広島市域内における同種工事の元請施工実績」の評価基準とする「同種工事」とは、上水道の水道施設に係る遠方監視システム工事、または、上水道の水道施設に係る中央監視システム工事であって、1件の最終契約金額（税込）が予定価格以上の工事とし、「類似工事」とは、上水道の水道施設に係る遠方監視システム工事、または、上水道の水道施設に係る中央監視システム工事であって、1件の最終契約金額（税込）が予定価格の1/2以上の工事とする。
- (3) (1)に定める評価項目のうち、イの「主任（監理）技術者の保有する資格」の資格とは次のものとする。
- ・「技術士又は一級技士（同等資格含む。）」とは、技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法第27条に規定する「一級電気工事施工管理技士」とする。
 - ・「二級技士（同等資格含む。）」とは、建設業法第27条に規定する「二級電気工事施工管理技士」とする。

1.3 技術資料等

入札の結果、入札金額が失格基準価格以上であり、かつ、評価値の高い上位3者となった者は、総合評価落札方式において価格以外の要素を総合的に評価するため、次の資料（以下「技術資料等」という。）を速やかに提出すること。

技術資料等は、入札時に積算内訳書と合わせて提出できるものとする。共通公告4(4)を参照のこと。

技術資料等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は共通公告6を参照のこと）
ア 誓約書（様式第2号）	1部
イ 技術資料（様式第3号）	1部
ウ 工程表（様式第4号）	必要なし
エ 施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見（様式第5号）	必要なし
オ 同種・類似工事の施工実績（様式第6号）	1部 ■ 施工実績を確認する書類として次のいずれか1つ以上を添付すること。 ア CORINS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。
カ 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第7号）	1部 ■ 資格を確認する資料として、ア又はイ、かつウを添付すること。 ア 「技術士登録等証明書の写し※」又は「技術者合格証明書の写し」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し」 ※技術士登録証の写しは不可 イ 「実務経歴書」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し」 ウ 「監理技術者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習（登録講習）修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。 ■ 経験を確認する資料として次のいずれか1つ以上を添付すること。 ア CORINS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。 ※ア又はイにおいては、配置予定技術者の氏名及び従事形態等が確認できること。 ■ 継続教育（CPD）の単位取得を確認する資料として、各協会等が発行する証明書の写し

キ 市域内における同種工事の元請 施工実績（様式第 8 号）	1 部 ■施工実績を確認する書類として次のいずれか 1 つ以上を添付すること。 ア CORINS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し 〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。
ク 地域貢献の実績（様式第 9 ～ 1 1 号）	必要なし（様式第 9 号） 1 部（様式第 1 0 号） ■東広島市内業者の活用割合を確認する資料として、様式第 1 0 号（①及び②）を提出すること。 ※東広島市内業者を活用しない場合も提出すること。 必要なし（様式第 1 1 号）
ケ 障害者雇用の状況（様式第 1 2 号）	1 部 ■法に基づく雇用義務がある者は、雇用を確認する資料として、公共職業安定所長へ報告した直近の障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。 ■法に基づく雇用義務がない者で、障害者を 1 人以上雇用している者は、雇用を確認する資料として、次のア及びイを添付すること。 ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し
コ 建設業許可申請書別紙二の写し	9 (5) のイ、エ又はオに該当する者のみ必要
サ 経営業務の管理責任者及び 専任技術者を確認するための資料	9 (5) のイ、ウ、エ又はオに該当する者のみ①及び②を提出すること。 ① 経営業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第 7 号） ② 専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第 8 号）又は専任技術者一覧表の写し
シ 経営事項審査の総合評定値通知 書の写し	1 部 ■開札日の前日から 1 年 7 か月前以降の日を審査基準日とするもの
ス CD-R 又はフロッピーディスク	1 部（様式第 6 ～ 1 2 号を保存したもの） ただし、電子入札等システムを使用して提出する場合は、不要とする。

※会社の実績及び技術者の経験について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

1 4 低入札調査報告書等

低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札価格調査報告書等を提出しなければならない。

低入札価格調査報告書等は、入札時に技術資料等と合わせて提出できるものとする。共通公告4(9)を参照のこと。

低 入 札 価 格 調 査 報 告 書 等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと）
低入札価格調査報告書等	1 部 ■低入札要領第 6 条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第 1 号）及び同条に掲げる資料 ※ただし、低入札要領第 6 条第 1 項第 4 号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調査（別紙その 2）の提出は不要とする。

1 5 落札者の決定方法

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 1 項による（「総合評価落札方式」適用工事である。）。

落札者の決定方法は、共通公告の「5. 落札者の決定について」による。なお、その際の評価値の求め方は次の方法で行う。

(1) 価格以外の要素について、評価基準に基づき評価し算出した加算点を 20 点満点で換算したもの（以下「加算点」という。）を与える。

(2) 加算点に標準点を加えて得られた数値（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除して得られた数値を評価値とする。

なお、評価値に小数第 5 位以下の数が出る場合は、小数第 5 位を四捨五入した数を評価値とする。

評価値＝技術評価点／入札価格×1,000,000

1 6 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和 2 年 5 月 2 1 日	東広島市ホームページ 及び 契約課揭示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和 2 年 5 月 2 1 日～ 令和 2 年 5 月 2 7 日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和 2 年 5 月 2 1 日～ 令和 2 年 5 月 2 9 日	質問書（様式第 7）により水道局給水課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和 2 年 6 月 4 日 令和 2 年 6 月 9 日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和 2 年 6 月 8 日 （午前 9 時～午後 5 時）及び 令和 2 年 6 月 9 日 （午前 9 時～午後 4 時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。 ※自己採点表（様式第 1 3 号）を、持参又は電子入札等システムを使用して提出すること。共通公告 8(2)を参照のこと。 ※入札時には、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」を E x c e l 形式で提出すること。
開 札 日 時	令和 2 年 6 月 1 0 日 午後 1 時 2 0 分	電子入札室（本館 4 階）で行う。
総 合 評 価	開札後に技術資料等の評価を行う。	技術資料等は、入札金額が低入札要領（別紙）「適正な履行確保の基準」における「2. 客観的判断基準」（7）に定める失格基準価格以上である者（以下、「失格基準価格以上である者」という。）のうち、評価値の高い上位 3 者について提出すること。 評価は、失格基準価格以上である者のうち、評価値の最も高い者について行う。
低 入 札 価 格 調 査	開札後に調査対象者について調査を行う。	価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、入札参加資格を審査する前に、低入札要領第 8 条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入要領第 9 条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事 後 審 査	総合評価後に入札参加資格を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 7 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町 8 番 2 9 号 電話 082-420-0930）